

田・畦畔の定義

—農業センサスにおける田の定義の
歴史的変化—

児島 俊 弘

一、田の定義

(1) 利用主義と形態主義

耕地はその利用形態によつて田と畑に区分される。この場合に畑とは普通畑の外に樹園地を含んでいる。従つて「田」と「畑」とは、「耕地」を二分する対立概念であるから田を定義することと同時に畑を定義することにもなる。

田の定義をする場合に田の本質規定を、その土地の利用現状によつて行ふか、その土地のそなえている形態（別な言葉でいえば利用可能性）によるかに従つて二つの立場、すなわち利用主義と形態主義が分れる。

《ノート》 田・畦畔の定義

利用主義というのは、その土地を現実に田として利用しているかどうか、別な言葉で言えば灌漑がその耕地に現在主として栽培されている植物の生育によつて主要な、必要欠くことのできない条件であるかどうかによつて田を区別する立場である。

形態主義は、その耕地に現に主として栽培されている植物には関係なく、その耕地が田としての形態をそなえているかどうかによつて田を定義する立場である。この立場によると、桑や果樹が植えてあつても、田の形態をもつていればその耕地は田となる。田の形態をそなえているとは、灌漑と湛水の設備をもつことであつて具体的には水路と畦畔をそなえていることと解して良いであらう。

(a) 利用主義

明治以降田の定義として最も古いものは、統計調査ではないが地租便覧（明治十九年）に見られる。

「田トハ水田ニシテ養水ノ利ニ因リ稲ヲ植ルモノナレドモ土地ニ依リテハ稲作ノ前後ニ豆麦蔬菜ノ類ヲ栽培シテ二作三作スルモノアリ。但田地へ連及慈姑ノ類ヲ植エ又ハ魚類ヲ養成スル等ノ事アルモ尚田地ト為スヘキモノトス」⁽¹⁾

この定義は利用主義の旗印を明確にかかげてはいないが、利用主義の考えが基礎にあると見てよいであらう。

利用主義の立場を明確に出しているのは昭和四年の農業調査で

ある。私は本誌の前論文で、耕地の定義の原型は昭和四年農業調査に与えられていることを指摘したが、田の定義についても同様のことが言えるのである。

同調査によると、田とは「灌漑に依り耕作を為すを本旨とする耕地を指すのであつて、灌漑に依るとは、畦畔に依つて水を湛え其の水を利用することを謂ふのである。」と定義している。

この定義によつて、田の定義として利用主義を採用する立場がこの時期に確立したことを知ることができる。当時の統計関係の著書にも利用主義を明記したものがあつて、例えば長沢柳作は「産業統計の理論及実務」において田畑の区別はその土地の「利用の本旨によるべきである」として次のように述べている。

「田と雖も桑樹果樹灌木等の多年性植物を植付け既に田として利用せざるに至れる場合は既に其の利用の本旨が畑又は林野に變じたるものなるを以て各其の年に於ける實際の利用の本旨に従ひて區別計上すべきものとす。」⁽³⁾

大正十四年改正(昭和一年より実施)の「農林省統計報告規則」による表式調査では、田畑の區別を昭和四年農業調査と同じ利用主義に立つている。すなわち昭和一年から十五年までの農林省統計報告規則による田の面積は利用主義の立場によるものである。

(b) 形態主義

形態上(あるいは外觀上)水を湛える設備があつても、その土

地は必ずしも灌漑によつて耕作することを本旨とするとは限らない。畦畔などの水を湛える設備は、以前に水稻を栽培した時の状態のままであつても(すなわち形態は湛水装置をもつていても)現在は水稻などの灌漑植物を栽培せずに、代りに桑や果樹を栽培している場合がある。ことに戦前は田の形態はそのままで桑を植えることは広く行われていた。このように形態としては湛水設備をもつていてその利用は畑作物を植えている場合、これを田とするか畑とするかは、利用主義をとるか形態主義をとるかによつて反対の決定が行われる。

昭和十五年農林統計規則の大改正(近藤改正)によつて、田畑区分の原則は従来の利用主義を止めて形態主義をとることになつた。

この改正の「農林水産業調査規則」によると、田とは「地面に水を湛ふる装置を有する耕地をいふ。桑、果樹、その他の樹木灌木を植付たる耕地といえども田の形態を為せる耕地は田として計上すること。」と形態主義によることを明確にしている。

形態主義の理論的な基礎は近藤康男氏の「農林統計改正要旨」⁽⁵⁾にあたえられている。すなわち近藤氏は「灌漑する能力といふものは農業に於ける生産力を非常に高め、殊に安定する作用を有するから、この点を田といふ言葉で表はすならばよいのである。」故に「田とは灌漑する能力を有せる土地と解するのが農林統計の

調査の精神から言つて正しいと思ふ。」と書いている。

しかしこの理論づけの裏には、当時の農業政策上の要求があつた。この改正の時期は日華事變の開始から三年経つていて太平洋戦争の直前であつた。それは主穀生産第一をかかげる戦時食糧増産の時代であつたのである。この時期には、水稻を作る土地にはすべて水稻を植えることが必要であつた。田畑の区分を、現在水稻を作っているかどうか、すなわち現在田として利用しているかどうかによつて行うのではなく、その土地に水稻を植えることができる設備をもつ耕地であるかどうかによつて田畑を区分することが必要であつた。主穀増産のために田の形態をそなえているところには、桑を抜いても稲を植えることが必要であつた。湛水設備を有する田には強制的に稲を作付させなければならなかつた。これが、この時期に田の定義を利用主義から形態主義に転じ「地面に水を湛うる装置を有する耕地をいう」とするに至つた時代的な要求であつた。実際に、昭和十六年には農業生産統制令が公布されて桑園、茶園、果樹園などは強制的に食糧生産に転換させられた。

長畑健三が田畑区分の利用主義と形態主義に言及して「其の標準の何れがよいか」ということは統計上の問題ではなく、統計を利用する側で便利な様に之をきめるべきものと思ふ。」⁽⁶⁾と言つてゐるのはこのような統計上の定義の背後にある歴史的な、または政

治的な要求を意識している言葉である。このように田の区分を形態主義の立場に立つて厳密に行う方式は昭和二十二年の夏期センサスまで守られてゐる。

(c) 形態主義と利用主義の混合

この厳格な形態主義は昭和二十四年の農地調査で再び変更されている。そこでは利用主義がまた一部導入されているのである。⁽⁷⁾この農地調査では、田畑区分の基準について次のような説明が行われている。

この調査では形態主義を「一応見方の基礎とする」が「この形態主義によつて見た田を更に利用主義の立場によつて分類をしよう。」という考えが基礎になつてゐる。そのため、永年性作物を栽培している田は、水田の形態を持つていてもそれを田とせず、樹園地とする。すなわち「本来は田の内訳として樹園地に一項を設けて計上すべきであるが、これを省略したのは調査上の煩雜さを避ける爲にとつた便宜の処置である。」とのべてゐる。このような立場は翌二十五年の世界農業センサスでも同様にとられてゐる。

昭和二十四年の時期に、田の定義の立場が再び変化して、厳格な形態主義を止め、利用主義を一部分導入したことは、この時期の農業政策の変化に対応するものと考へても不自然ではないであらう。この時期には主穀の統制はまだ全面的に実施されてゐたが、

すでに昭和十六年当時のような強大な統制力は政府の手中になかった。作物の作付も、国家の食糧政策による主穀生産の要求と、金になる商業的な作物部門を拡大したいという農民の要求とが、

デリケートな競合をする時期であつた。国の農業政策も、水稻の栽培を最大限に強制する意図はこの時期にはなくなつていた。米の統制撤廃が自由党の選挙スローガンにかかげられたのもこの時期である。すでに形態主義を嚴格に押し通す政治上の要求はなくなつて居り、むしろ農業生産の実態をその実状においてとらえるような区分を行うことが要求されたのである。このような要求を意識しているものとして昭和二十六年の「耕地面積調査」における説明がある。すなわち「田を形態主義によつてのみ規定する場合、農業生産力調査の上から実際に即さない場合がある。そこで之を利用主義で限定しようとするのである。」と。

この説明でいわれている「農業生産力の把握」ということの内容自体が、すでに昭和十六年とは少し異つて注意すべきであらう。十六年には「農業生産力の把握」とは、まず何よりも米作の生産力を把握することであつた。さらに米作に転換できる土地の面積を嚴格な形態主義によつて明らかにすることに、いわば「米作の生産力」の可能性を明確にすることが課題であつた。二十四年頃には、米作に限らず農業生産の動きつつある現実の事態把握が課題となつていたのである。このように田畑区分の

基本的な原則は現在一つの過渡期にあるといつても差支えないかと思う。

(2) 灌漑と湛水

「田の形態をなす」ということは別な言葉で言えば「灌漑と湛水の設備をもつ」ということである。だから形態主義の立場からはこの「設備」の有無、具体的には水路と畦畔の有無が問題となる。利用主義においても灌漑と湛水は田の条件の一つであつて、ただ形態主義と異なるところはその設備を必ず必要とする植物が主に栽培されているかどうかを区分の基本の一つにするという点である。

昭和四年の農業調査では、田を定義して「灌漑に依り耕作を為すを本旨とする耕地」であつて、灌漑によるとは、「畦畔に依つて水を湛え其の水を利用することを謂ふ」としている。この規定には用水路にふれていないが、「灌漑する設備」の内容として、単に畦畔だけをあげている場合と、用水路をもふくんでいる場合とがある。

たとえば、長畑が「畦畔に依つて水を湛え其の水を利用することを謂ふ」といつているのは前者の例であり、近藤氏が「水を灌漑する設備——溝、堀、井戸、水平なる表面、畦畔等」と表現し、また手塚氏が「田の形態とは（中略）畦畔水路を備えていて

灌漑するために格別の工事施設をしなくとも容易に灌漑の出来るような形態のことである⁽¹⁰⁾」と言っているのは後者の例である。

しかし、日本の水稻栽培には原始的な耕作技術の段階にある耕地、たとえば流水田、天水田などがあつて、これらのものはやはり田に分類するのが適當である。そこで「水を湛える設備のない田」というものがでてくる。近藤氏はこの点に着目して、「田とは水を灌漑する設備を有するか、然らずとするもとにかく低湿で容易に水を湛える状態にあるといふ点」に田の特徴を求めている。

しかし、最近における畑作灌漑技術の発達は田の定義の問題をやや複雑にしたようである。畑作灌漑で水の流失をふせぐ装置を伴う場合は田の「湛水」とは明らかに異なるが言葉の表現の上では紛れやすい。これを明確にしようとする、どうしても主としてその耕地に栽培される作物の特性によつて田の区分を行う、すなわち利用主義の立場へ移らなければならない。

昭和二十八年の夏作耕地面積調査では、この点でかなり明確に利用主義の立場を出しているように思う。そこでは「田」を二つの面から規定している。第一はその耕地が「灌漑設備をもつかどうか」という点であり、第二はその耕地に、常時、主として、栽培される作物の性質の面である。すなわち、田とは「灌漑設備を有し、湛水を必要とする作物を栽培する耕地」であると。

二、畦畔の定義

(1) 歴史的にみて

現在の農業統計では畦畔を田・畑面積の内にふくめることになっている。このように取りあつかい方式を統一的に定めたのは大正十四年の農林省統計報告規則改正以来である。それ以前には畦畔を耕地面積の内に計上するべきものかどうか明確でなかつた。(この点については『本誌』十一卷三號の私の論文のうち、「三の註(1)」参照) この改正によつて畦畔は耕地面積の一部として計上されることが明文化したのである。

このように、畦畔を耕地の中にふくめるということの背後には、畦畔が耕地に欠くことのできない構成要素であるという認識があるはずである。さもないればそれを耕地に計上する意味が失われるからである。

事実、『産業統計の理論と実務』の著者、長沢柳作は次のように言っている。

「田の畦畔の如き田に水を湛え田として利用するためには欠く可からざる耕地の構成要素と認むるを得べく、又所有面積にも計上せられるを普通となす故に、耕地の面積には計上せしむるを適當とすべし⁽¹¹⁾。」と。

ただし注意しなければならないことは、畦畔は基本的な生産手

段としての耕地としてとらえる場合に「耕地面積」に計上されるのであつて、「作付面積」あるいは「收穫面積」としてとらえる場合には、そこには畦畔は計上されない。「作付」「收穫」面積の場合は「本地面積」だけをいうのである。もつとも、畦畔自体が作物栽培の対象となつてゐる場合は別である。「アゼ豆」という言葉があるくらいに、豆類は全国的に畦畔に栽培されている。畦畔栽培の作物は主に自家消費向と考えてよいかと思うが、昭和二十年の秋冬作総合作付実績調査では、食料不足の時期でもあるので、田の畦畔に栽培された麦類は一七九町、畑の周囲作は七九四町、計九七三町になつてゐる。この外、畦畔には、なたね、大根、つげな、きやべつ、ねぎなどが作られる。従つて作付面積からのぞかれるのは「作付しない畦畔」である。長沢柳作はこの点について「實際作付せざる畦畔は作付面積に計上せしめざる趣旨と解すべし」としてゐる。

長沢柳作は、畦畔が耕地の構成要素であることを指摘してはいるが、その論拠はのべていない。そこで、どのような意味で畦畔が耕地の構成要素であるかを追求してみよう。

(2) “畦畔は耕地の構成要素である”という意味
藤井俊治氏は畦畔の機能を次のようにのべてゐる。⁽¹³⁾

一、田畑区劃の境界を明らかにする。

二、田畑の耕土や肥料分の流失を防止する。

三、田畑の肥培管理の場合、小道路として利用される。

四、田では、一定の深さの水を湛えるという重要な役割をもつ。藤井氏のあげてゐる畦畔の機能は、要約すると、耕地の生産力を維持し、さらに場合によつてはそれを高めるための労働を支える作用をになう設備であるといえよう。畦畔が耕地の生産力維持の機能を果たすということが、耕地の構成要素として畦畔を認めることの条件になるのである。

このことは畦畔のない原始的な形態の田を考えてみると分る。泉、井戸、湖・沼などの周辺にある低湿地で、湿潤灌漑法によつてゐる田や流水田などには畦畔のないものがある。すなわち自然に対する人工的加工の程度がいまだ低いもので、生産力も低い。従つて畦畔の存在自体が自然に加えられた人工として一段と高い水準であることを意味してゐる。すなわち畦畔は、耕地の生産力を維持し、耕地を保護し、その管理労働を便利にするための人工的な設備である。もちろん畦畔にも手畦のような簡単な人工的加工からコンクリート畦畔のように半永久的な、人工加工度の高いものまであるが、右にのべた基本的な畦畔の性格は共通してゐる。畦畔を耕地の構成要素であると認識したとしても、統計調査の上ではまだまだ未解決な問題が残る。それは、畦畔の限界をどこに求めるかということである。簡単な例をあげるならば、棚田の

土手はどこまでが畦畔と考えられるかという問題である。よく知られているように、棚田の土手は非常に大きい面積を占めていて、田の本地よりも土手の方が広いことも少なくない。このような土手には灌木が生えている場合もある。けれども、棚田の土手は、全体としてその棚田の田としての機能を支持しているのであって、前述したように畦畔を「耕地の生産力を維持する設備」と理解するならば、棚田の土手はすべて畦畔と考えることも論理的には不合理ではない。前にあげた藤井氏はその見解をとっている。

〔元来棚田は石垣のものは別として（畦畔が——引用者）、土堤となつていないものはない。土地台帳にある畦畔面積には明かに土堤のようなものも含んで計上せられている。（中略）実際問題として農家に於て土地台帳にある畦畔を、畦畔と土堤の面積に分割し得るかどうか疑問であるし、理論的には土地台帳面にある畦畔は極端な事例があるにせよ、その大部分はたとえ土堤の形をなしていても、(1)耕地の区割を明らかにし、(2)耕土や肥料分の流失を防止し、或はその耕地の崩れるのを防ぐ役割をもっているのである。或は又灌水を湛えるための不可欠な厚みとして土堤となつているのであって、単なる土堤ではなく、いわゆる畦畔の範疇に含まれるべき土地なのである。なぜなら棚田に於ては土堤がなかったら耕地として成立たないのであって、畦畔と土堤とに分けて考えることはできないからである。〕と。

従つて藤井氏は、棚田の「不可欠な土堤は耕地面積に計上」すべきことを主張している。しかし農業統計での実際の取扱いは藤井氏の主張と異つて、棚田の畦畔を一定部分に限定する立場をとっている。この立場を明確に主張しているのは長沢柳作（前記）であつて、次のように言つてゐる。

「畦畔には頗る大小あり。平坦なる地の田の畦畔は其の面積狭少なも畑の畦畔は相当大なるものあるのみならず、往々草刈場又は果樹等を植付け其の傾斜も緩にして相当広き面積に跨る場合あり、斯くの如きものは其の実際の利用状態に鑑み単に畦畔とみるよりも原野又は他の利用種類別面積と見るを適當となすことあるに注意すべし。」⁽¹⁵⁾

棚田の畦畔についてのこの立場は、その後基本統計で一貫してとられている。昭和十四年改正の農林水産業調査規則では「棚田の畦畔の場合の如く相当大なる面積を占むる雑草地は之を除くこと」⁽¹⁶⁾とあり、この改正を体系的に理論づけた近藤氏の「要旨」にも右にあげた長沢柳作の文章を引用している。

ところが、これらの文章では「相当広き面積」「相当大なるもの」という漠然とした用語を使つていて、調査の実施に當つて判断が困難である。そのため、一九五〇年世界農業センサスでは、地方実施機関からの要求もあつて、畦畔面積が非常に広い場合には「本地の二割までを畦畔面積として、それ以上を畦畔から除

く」という原則を立てた。すなわち、「原則として耕地に、そしてそれぞれ田なり畑なりに（畦畔を——引用者）含めるのは当然であろう。但し棚田などで畦畔が相当広い面積を占めている場合は本地の二割以上にあたる畦畔の分は田の面積に含めない。」⁽¹⁷⁾

この二割というのは特に理論的な根拠があるわけではない。土地台帳などで畦畔歩合の高い所では二〇％位を畦畔として計上している場合が多いという経験的な事実から出たものであろう。

しかし、昭和二十六年耕地調査では別な取扱いが行われていた。そこでは棚田の土手も人工的なものはすべて畦畔にふくめ、自然のものは地方の慣行または実情によることになっている。

すなわち、同調査の質疑応答によると、

「問 畦畔の規模の大なるものに就いて山間部の棚田に於ける土地の部分は耕地に含めるか。

答 人工的な場合はすべて畦畔に含める。自然的なものについては、地方の慣行があれば、それによる。それ以外は地方の実状に応じて取扱ひ方を定める。」

この考え方は藤井氏のそれに近い。

もつとも、棚田の土堤のすべてを「畦畔に計上しない」という考え方も、それを「不可欠な土手は耕地に計上する」という考え方も、畦畔の機能を「耕地の生産力を維持向上するための附属的な設備」と見ている点では同じと考えてよいであらう。「計上し

ない」という考え方は、棚田の土手を「必要条件からはみ出したもの」と見ているが、「計上する」という考え方は土手もまた必要条件の一つと考えるのである。

そうすれば問題の解決には、畦畔の土手の機能を農業土木学的に解明すれば、足りるということになるが、実際にはそれだけで解決できない問題が存在している。原理的には、藤井氏の説のように棚田という土地利用形態は生産力低く、その生産力を支持するために本田以外の広い土手が必要とするのである。従つて土手の全面積を田の面積とすることは差支えないし、その土地の反当生産物量が非常に低くでることも実態を曲げるものではない。しかし、農業基本統計で、このようにして土手の全面積を田の面積として決定し公表するならば、部落、町村、県などの公定田面積の基準とされ、あたかもこの面積全体から一定水準の——従つて棚田の生産力からみると極めて高い——米が収穫されるかのように入認定され、供出や課税の制当が行われるという事実が実際に存在した。特に甚だしかったのは昭和二十二年八月一日の臨時農業センサスであつて、この時は敗戦後の混乱期でもあつたので、村によつてはセンサスの農家戸票まで課税基準の算定に使われた例が多かつた。この時期に「センサス」は農民の間に信用を失つたのである。こうなると原理的な基準で解決することはできなくなる。このようにしてできた統計数字が特定の權威をもつて公定数

字として役立ってくる、元來生産力が低く、経済条件の悪い地帯の農民を苦しめることになる。「畦畔は二割まで」という便宜的な取扱もこのようなどころからでてきたものであろう。もし便宜の方法をさけて、理論的な筋を通すとすれば、センサスでも田畑を本地と畦畔に分けて調査し、町村別に公表された土地利用形態別面積を課税基準などに使うときは、本地の方だけで考えてもらうより外にない。

(3) 畑の畦畔

「畑の畦畔」という用語は必しも一般に使われてはいない。従つて地方からかなり疑義が出ている。また、農林省の統計調査でも「昭和二十年秋冬作綜合作付実績調査」では「畦畔は元來水田に水を湛える為に設けられたもの」であつて「農林統計では畦畔を水田の構成部分なりとした観方」をとつていゝとしてゐる。そのため、この調査では畑の畦畔という概念はない。それに相当するものを強いてあげれば、田の「畦畔栽培」に対応する概念として「畑の周囲作」をあげることができる。

「畑の畦畔」という概念をやや定式化してゐるのは昭和二十三年作付面積調査であつて、「畑の場合も境界等で田の畦畔に相当する部分を計上する。」と決めてゐる。

畑の畦畔をいふとすれば、田の畦畔でのべた「畦畔とは耕地の

生産力を維持向上するための附屬的な設備」という規定をそのまま使うことができるであらう。昭和二十六年耕地調査はこの規定を基礎に畑の畦畔を考えてゐる。同調査質疑応答によると、

「問 山林原野内に散在する耕地の畦畔の境界は如何にすべきか。

答 畦畔のない耕地もありうるが、他地目中に耕地が点在する場合、その周囲に維持または管理に必要な最少限の畦畔はふくめることもある。」

(4) 畦畔の帰属

畦畔面積の限界決定と、畦畔帰属の問題とは一応別である。畦畔の帰属とは、どの部分の畦畔がどの田に帰属するかという問題である。もつともセンサス調査では実測を行うわけではないから、実測を行う場合の面積調査ほど厄介な問題が出てくるわけではない。従つてセンサスでは普通、畦畔帰属の問題を特に明示してはいないのである。

昭和二十六年の耕地面積調査では、畦畔帰属の原則を明らかにしてゐるが、この原則はセンサスの場合にも適用できるであらう。

同調査では、畦畔の帰属は田の場合「田の湛水設備を崩潰せしめないだけの幅員をその田に帰属せしめる。」とし、畑について

は、「筆境が判明しているので帰属の問題は比較的少いが、不明のものについては田の場合の基準を適用して定める。」ことになっている。

また、具体的な適用に当つての基準は次のように定めている。

一、畦畔は境界が明らかに判明しているもの、地方の慣行で帰属が定まつている場合はそれによる。

二、それ以外は原則として次の各項による。

- (1) 畦畔は高い方の田に帰属する。その境界は低い田の満水面までとする。
- (2) 田が道路より低い場合は道路敷は田の満水面までとする。
- (3) 田が道路より高い場合は道路敷は利用幅員のみとする。
- (4) 水路が田より低い場合（小排水溝）は水路の満水面までとする。
- (5) 水路が田より高い場合（用水路）は水路敷は低い田の満水面までとする。
- (6) 水路溝畔が相当の幅員を有している場合は道路と同様に取扱う。

註(1) 『地租便覧』。

(2) 『本誌』十一卷三号、五三頁以下。

(3) 長沢柳作『産業統計の理論と実務』、一〇二頁。

(4) 長畑建二『農林統計読本』、四六頁。

(5) 近藤康男『農林統計改正要旨』、九四―九五頁。

(6) 註(4)に同じ。

(7) この二十四年調査以前に、昭和二十年二月、すなわち終戦直前の「秋冬作綜合合作付実績調査」では田に「普通田」という名称を付け、樹園地を除いた田を計上している。田の形態をもつた樹園地は果樹栽培地、桑栽培地：：等に分類される。しかし、これは当時主食糧生産の土地と、戦時にも残存してきた田の樹園地との面積を明らかにして、前年に実施した「秋冬作綜合合作付」の実施状況を検討することが目的であつたので統計調査上で厳格な形態主義をゆるめる方針を出したというものではない。

(8) 長畑『前掲書』、四六頁。

(9) 近藤『前掲書』。

(10) 手塚猛次郎『耕地面積について』（『国のいしずえ』第一〇号）。

(11) (12) 長沢『前掲書』。

(13) (14) 藤井俊治『畦畔について』（『国のいしずえ』第六〇号、六一号）。

(15) 長沢『前掲書』。

(16) 農林水産業調査規則 様式第二号注意2。

(17) 一九五〇年世界農業センサス基本調査の手引。